

## 美馬市自主放送番組ダビングサービスに係る運用基準

平成24年4月1日  
改正 平成29年6月1日

美馬市自主放送番組のダビングサービスに関する要綱（平成24年告示第53号）の運用基準を定める。

（ダビングできる映像の対象）

第1条 要綱第2条に規定するダビングサービスを行う映像は、市が著作権を有するもので、放送終了から6か月までのものとする。ただし、当該映像の編集及び映像の記録媒体に対する印字等は、一切行わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、映像が次の各号のいずれかに該当する場合は、ダビングサービスを行うことができない。

（1）市以外の著作者からの許諾が得られない又は不明である場合

（2）市以外の著作者に対して使用料が発生する場合

（3）番組編集前の放送素材

（ダビングサービスの申込み）

第2条 要綱第3条に規定する申込みは、美馬市自主放送番組ダビングサービス申込書（様式第1号）により行うものとする。

2 市は、前項に規定する申込書の提出があった場合は、申請者に対し、速やかにその可否を通知するものとする。

（ダビングサービスの対象者）

第3条 要綱第4条に規定する市内の在住者及び団体は、本人又は代表者が市の住民基本台帳に登録されているものとする。

（ダビングの記録媒体）

第4条 ダビングする映像の記録媒体は、DVD-Rとする。

2 前項に規定する記録媒体は、市が負担するものとする。

3 市は、記録媒体を容器に収納し、当該容器に番組名を記載したラベルを添付するものとする。

（手数料）

第5条 前条に規定する記録媒体は、手数料と引き替えに引き渡すものとする。